

議案第 3 号

燕・弥彦総合事務組合公告式条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合公告式条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第1号)の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合公告式条例の一部を改正する条例

(燕・弥彦総合事務組合公告式条例の一部改正)

燕・弥彦総合事務組合公告式条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「本組合事務所敷地内」を「燕・弥彦総合事務組合」に改め、「事務所前の」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 電磁的記録による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、組合ウェブサイトを設置した掲示場に掲示して行う。

第3条から第5条までを次のように改める。

(管理者の定める規則の公布)

第3条 管理者の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び管理者名を記入しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、規則について準用する。

(管理者の定める規程の公表)

第4条 第2条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定は、管理者の定める規程で公表を要するものについて準用する。

(組合の機関の定める規則及び規程の公表)

第5条 第2条第2項及び第3項並びに第3条第1項の規定は、組合の機関(管理者を除く。以下同じ。)の定める規則及びその他の規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「管理者名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。